

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

580

19/11/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200



2020年核不拡散条約(NPT)再検討会議第3回準備委員会に参加したナガサキ・ユース代表団メンバー。(2019年5月4日、ニューヨーク国連本部前。写真:ナガサキ・ユース代表団撮影)

主筆■梅林宏道
編集長■湯浅一郎

発行■NPO 法人ピースデポ
〒223-0062
横浜市港北区
日吉本町 1-30-27-4 1F

Tel 045-563-5101
Fax 045-563-9907
e-mail: office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

郵便振替口座■
00250-1-41182
特定非営利活動法人 ピースデポ
銀行口座■
横浜銀行 日吉支店
普通 1561710
特定非営利活動法人 ピースデポ

新名称の国連総会「日本決議」:

核廃絶に向け大きく後退、 国際努力の蓄積を放棄 安倍政権内部の議論の検証が必要

11月1日、日本が主導し、核兵器の廃絶を求める決議「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」が第74回国連総会第1委員会にて採択された。今年の決議案は名称だけでなく形式や内容もこれまでの日本決議と大きく異なっており、核軍縮に向けた姿勢が大幅に後退した。現情勢下で核軍縮にとって不可決な問題を取り上げないばかりか、これまでの合意事項の積み上げを軽視するような内容の決議である。核兵器廃絶に向けた被爆国としての責任を放棄しかねない日本の姿勢を厳しく問う必要がある。

過去を断ち切る試み

10月21日、日本は国連総会第一委員会に、核兵器廃絶のための決議案「核兵器のない世界に向け

た共同の行動方針と未来志向の対話」¹ (L.47)を提出した(5ページの資料1)。日本は94年から毎年、国連総会第1委員会に核兵器廃絶を掲げた決

今号の
内容の

悪い方向へ抜本的に変わった日本決議<資料1>日本決議<資料2>新アジェンダ連合(NAC)決議/[連載] 全体を生きる(22)「科学・技術を考え続ける(1)原研実習」
梅林宏道

議案を提出しており、それらは「日本決議」とも呼ばれる。日本決議は被爆国である日本が提出し、NPT再検討会議の合意事項を再確認するとともに、核保有国に核軍縮を求め、一部の核保有国からも賛成票を得てきた点で一定の評価を受けてきた。

今年の日本決議は、タイトルが昨年の「核兵器の完全廃棄へ向けた、新たな決意のもとでの団結した行動」から変更された。94年の第1回から数えると、今年の決議は26回目となるが、その間に何度かタイトルの名称変更があり、今回は6つ目の名称である。しかし、今回のものは、過去の名称変更とは異なる様相を呈している。形式、内容ともに大きく過去と異なっている。形式で言えば、昨年までの名称の決議文は4回続いたが、決議の正文は24～34節で構成されていたものが、今回の決議案の正文は6節へと大幅に減少した。

今回の変化でもっとも注意を喚起すべきことは、過去の日本決議への言及を断ち切ったことである。ゼロから出直しを図ったように見える。過去4回の決議名称の変更においては、必ず前回決議との連続性、継承性を示すために、決議の前文において前年決議を想起する節を置いていた。しかし、今回は前回までの日本決議との繋がりを述べることを止めた。したがって、**日本決議始めて以来の新事態**と捉えることができる。以下に述べる決議の内容を考えると、これは正直な実態の反映であると考えられるが、見落としてはならない重要な変化である。

国際情勢が変われば、決議の内容を抜本的に変えることがあっても決して悪いことではない。むしろそうあるべきことであろう。問題は変化の内容である。

今回の決議の内容

今年の決議案はタイトルにも表れているように、6項目の「共同の行動方針」と3項目の「未来志向の対話」の2本柱から成っている。まず、正文3節において、国際社会が直ちにとるべき共同の行動方針として、(a)透明性の強化、(b)誤算や誤解による核爆発のリスク低減、(c)核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)成立への取り組み、(d)包括的核実験禁止条約(CTBT)成立への取り組み、(e)核軍縮の検証、(f)ヒバクシャとの交流を含む軍縮・不拡散のための教育の6項目を掲げた。

未来志向の対話としては正文4節において、(a)すべての国が核政策・核兵器使用ドクトリンを明らかにして議論すること、(b)科学技術の発展が軍備管理、軍縮、不拡散に与える影響について対話すること、(c)軍縮と安全保障の関係について対話することの3項目を求めている。

そのほか、正文1節では、NPTでは加盟国が核

兵器廃絶という究極のゴールを誓約していると述べ、それに向けて国際的緊張の緩和、国家間の信頼関係の強化や核不拡散体制の強化に取り組み、第6条を含めNPTを完全かつ着実に履行することを再確認した。正文2節では2020年再検討会議に向け、NPT加盟国が条約の誓約を果たす具体的な方策を明らかにするよう求めた。正文5節は北朝鮮が核兵器およびあらゆる射程の弾道ミサイルを完全に、検証可能で、不可逆的な形で廃棄することと、すべての国が関連する国連安保理決議を完全に履行することを求めた。最後の正文6節は、来年総会に向けた常套的な節である。

核軍縮をめぐる情勢

日本決議を大きく変える必要があるとすれば、それを必要とする核軍縮を巡る国際情勢の変化があるはずである。それは何であろうか。

近年、核兵器国、特に米国とロシアが核兵器の有用性を当然のように口にするようになり、NPTを中心とした国際的な核軍縮・不拡散体制に危険な状況が生まれている。米トランプ政権は、「国防戦略」(18年1月)でロシア・中国との「国家間の戦略的競争が第1義的な関心事である」とし、また「核態勢見直し(NPR)」(18年2月)において低威力の弾頭や海洋発射の中距離巡航ミサイルの開発を打ち出し、戦術核爆弾を搭載する核・非核両用任務を持つ航空機の拡充を打ち出した。新型核兵器の開発をしないとしてきた冷戦後の政策が転換されたことになる。

これに対し、ロシアのプーチン大統領は、18年3月と19年2月の年次教書演説で、米国が02年にABM制限条約を一方的に破棄して弾道ミサイル防衛(以下、BMD)に走ったことに対抗し、米国のBMDを無意味にする新しい大型ICBM、原子力推進で無限の航続距離をもつ核巡航ミサイル、極超音速滑空弾、無人原潜など、新概念の戦略兵器の開発や配備を誇示した。中国は、19年の「国防白書」で従来からの抑制的な核政策を維持する姿勢を示しつつも、先制攻撃からの生き残りとも米国のBMDに打ち勝つことを目指した多弾頭化など核兵器の近代化を進めている。イギリス、フランスも次世代の戦略核兵器の開発を公然と続けている。

2国間、多国間合意の綻び

さらに、米国は多国間交渉の貴重な成果であったイラン核合意(JCPOA)から18年に一方的に離脱し、核管理をめぐる国際秩序に混乱と不信をもたらした。今年2月には米国がINF全廃条約からの離脱を表明し、同条約は8月2日に失効した。その結果、日本を含め北東アジアや欧州での中距離

ミサイル陸上配備の新たな核を含む軍拡競争の懸念が生まれている。INF全廃条約が失効した現在、米口の核兵器を規制する枠組みは、オバマ政権下の11年に発効した新戦略兵器削減条約(新START)のみとなった。新STARTの効力は2021年2月が期限であり、延長について米口が合意できるかどうかは核軍縮の今後を左右する。

以上のような核兵器保有国の行動は、NPT第6条や、過去のNPT合意に明確に反している。

INF全廃条約からの離脱は、NPTの枠外とはいえ、いったん合意した重要な核軍縮合意の放棄であり、軍縮合意の原則の一つである「不可逆性の原則」に反する。たとえば、2010年NPT再検討会議で合意した行動計画の行動2は全会一致で「条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する」と合意していた。

また、相手がINFの開発をしたからこちらも対抗してINFを開発するという米口の考え方は、まさに新しい核軍備競争の行為であり、「各締約国は、核軍備競争の早期の禁止…につき、…誠実に交渉を行うことを約束する」としたNPT第6条に反している。

米国が行っている潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の核弾頭の一部を低威力核弾頭に置き換える行為は、ある種の核弾頭を減らして他の種類の弾頭を増やす行為であり、2010年行動計画の行動3「配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減(中略)の努力を行う」および、行動5a「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう」という合意に違反する。

ロシアの新しい大型ICBMや無限の航続距離をもつ核巡航ミサイルなど新概念の兵器の開発も、2010年行動計画の行動1に違反する。行動1は「NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する」と述べ、このような政策を根本的に禁じている。

核兵器国の中で唯一、核弾頭数を増やしている中国の行為も、行動3、行動5aに違反している。

このように、近年の国際情勢の変化は、核兵器国の合意不履行に特徴づけられており、日本決議が変わるとすれば、この状況を正面に据えたいうえで、克服する道を追求するための変化でなければならない。

新日本決議に問われていたもの

つまり、日本決議には次のような内容が求められていた。

まず、上記のような危機的な状況を作り出してきた大きな要因として、米国のトランプ政権の「核兵器重視」政策に向き合わざるを得ない。どのようにそれを表現するかの工夫に違いがあつて

も、それを意識した指摘を避けることは許されない。たとえば、新アジェンダ連合は、すでに昨年のいわゆる「新アジェンダ国連総会決議」からこの点を指摘していたが、今年の決議案では「ある国(複数)が安全保障ドクトリンにおいてますます核兵器を重視していることに…深刻な懸念をもって留意し」と昨年よりも強い懸念を表明している(前文第26節)。(6ページの資料2)

次に、INF全廃条約が失効し、新たな核軍拡競争が懸念されるなか、米国とロシアに対し、ミサイル防衛や新型戦略兵器(極超音速滑空弾など)の在り方を含めた戦略的対話を開始し、より大幅な核兵器削減に合意するよう求める必要がある。その第一段階として、新STARTの延長に合意するよう両国に求めるべきだ。この点についても、今年の新アジェンダ決議案は「新START条約の延長と後継条約に関する交渉の出来るだけ早期の締結」という、昨年にはない要求を掲げている(前文第29節)。

また、18年以降の朝鮮半島の非核化・平和プロセスを前進させるため、対北朝鮮制裁の一部緩和を検討するなど、シンガポール合意に基づく米朝協議を後押しする姿勢を示すべきだ。国連総会決議としては、安保理の制裁決議に含まれている「安保理は…DPRKの遵守状況に照らして、必要ならば措置の強化、修正、停止、解除する準備がある」という条項を活かす文案が適切であろう。

最後に、日本決議が核兵器のない世界を目指す決議案である以上、多くの国が同じ目的で2017年に締結した核兵器禁止条約(TPNW)との肯定的な関係を築くことが求められる。ましてや、TPNWは、2010年NPT再検討会議においてすべての加盟国が合意した「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的被害をもたらす」という認識を基礎に交渉され成立したものである。被爆者による核兵器の非人道性の訴えに接し続けてきた被爆国日本がリードする決議案として、TPNWを無視した2017年、2018年の日本決議を、2019年決議案においてこそ、克服する必要があつた。

ピースデポは、日本政府が決議案を起草する段階において、現情勢下における以上のような論点を考慮するよう日本政府に申し入れた²。しかし、これらすべてが何一つ考慮されることはなかった。それどころか、新日本決議はこれまでにない後退を示した。

新日本決議の問題点

冒頭に示したように新日本決議案は、これまでと形式においても内容においても、従来との関係を断ち切ったものである。そして(a)～(f)6項目の「共同の行動方針」と(a)～(c)3項目の「未来志向の対話」を中心に構成されている。結果として

次のような大きな問題点が生じている。

◆現情勢で核軍縮にとって不可欠の問題を取り上げていない

先述したように、近年の米国やロシアの核兵器の有用性を強調するような時代に逆行する姿勢、各国が加速させる核兵器近代化、新START条約の延長と後継条約交渉の必要性、核軍縮合意における不可逆性の原則の無視、など、新決議が避けてはならない課題に、新日本決議はまったく取り組めていない。

◆NPTで到達した蓄積を軽視する過ち

新日本決議は、前文4節において、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議での合意の履行の重要性を再確認すると述べるにとどまる。このやり方は合意内容の具体性と重みを見失わせる結果を招いている。さらに、投票の際にニュージーランドが指摘したように³、主文第1節で、NPTでの誓約を「究極的な核兵器廃絶の誓約」と恣意的に表現するような安易さを露呈させた。実際にはNPTでは「核兵器撤廃の効果的な措置を誠実に交渉する」ことを約束した。そして、国際司法裁判所は、全会一致の1996年勧告的意見において「交渉するだけでなく締結する」約束だと述べたのである。

◆極めて妥協的な共同の行動方針

日本決議が共同の行動方針として取り上げた6項目は、過去の合意の中から核兵器国や核依存国が受け入れやすそうな項目を選択したという印象が強い。6項目は過去に合意されたいわば当然の目標であり、安易で後ろ向きな選択である。核兵器国に透明性と相互信頼を高める措置を求めているが、過去のNPT合意が履行されていないことを問題にしないようでは、透明性や信頼を高めることはできないだろう。

◆「核兵器使用の壊滅的人道上の被害」を共同の行動方針の基礎とすることに失敗

2010年のNPT再検討会議で共有することができた「核兵器使用の壊滅的な人道上の被害」への認識を、新日本決議の「共同の行動方針」の基礎にすることができたはずである。日本政府はこの認識を繰り返し表明していた。これを基礎にすることによって、TPNW推進国との「未来志向の対話」が後ろ向きではないものになり得たであろう。新日本決議の後退姿勢はこのことにすら背を向けた。新決議は、核兵器の非人道性について前文で短く言及したに過ぎない。

◆朝鮮半島における変化を肯定的な契機とする視点がない

新日本決議は昨年に続き、国連安保理決議に基づいて、北朝鮮による核兵器とすべての射程の弾道ミサイルの完全かつ検証可能で不可逆的な廃棄と、関連する国連安保理決議を関係国が完全に履行する責務を果たすことを求める姿勢に固執している。安保理決議で好転しなかった状況を、米朝首脳の新加ポール共同宣言が変化させようとしている。その状況の変化を後押しする視点がない、新決議にまったく見ることができない。

◆日本の被爆国としての責任を放棄する兆候を示している

これまで、日本の核軍縮・不拡散政策はNPT条約の合意履行を一つ一つ積み重ねる方針をとってきた。しかし、新日本決議は安易にその方向を放棄したかにみえる。表面的には、TPNWの交渉過程、TPNW成立後の17年、18年の日本決議の内容に、その積み重ね方式からの変更の兆しがみえる。今回の新日本決議はその意味では決定的な路線変更を見せたが、どこに向かおうとしているのか判然としない。広島、長崎の被爆という人類史的な経験をもった日本が人類に対して負っている核兵器廃絶への責任を、どういう道筋で果たそうとしているのか、今回の日本決議ではいっそう見えなくなっている。

新日本決議が安倍政権内部でどのように検討されたのか、検証することが問われている。ジャーナリズム、研究者、多くの市民の力が必要だ。(森山拓也、梅林宏道) ⑩

資料

- 1 原題は「Joint courses of action and future-oriented dialogue towards a world without nuclear weapons」。外務省による仮訳では、「joint courses of action」が「共同行動の指針」となっているが、本稿では英文法と内容を忠実に反映させ、「共同の行動方針」とした。今年の決議は、「共同行動」(Joint Action)はできないとあきらめ、「共同の行動方針」(Joint <Courses of Action>)を提案したものである。
- 2 本誌577号(19年10月1日)に外務大臣宛て要請書を掲載。
- 3 ニュージーランド軍縮大使の発言
http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com19/eov/L47_NZ.pdf

＜資料1＞第74回国連総会 日本決議

核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話

A/C.1/74/L.47
2019年10月21日

共同提案国：アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、コモロ、クロアチア、チェコ、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、ハイチ、日本、ルクセンブルク、ネパール、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、セイシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、ツバル、アラブ首長国連邦、バヌアツ

総会は、

核兵器のない世界の達成が国際社会の共通目標であることを再確認し、

核不拡散条約（NPT）がその共通目標の実現に不可欠な基盤であることを再確認すると共に、核軍縮、核不拡散及び核エネルギーの平和利用が相互に補強しあい同条約の体制の維持と強化に必要不可欠となっていることを強調し、同条約の普遍性をよりいっそう高める決意を再確認し、

条約発効50周年、広島と長崎で核兵器が使用されてから75年にあたる2020年に開催予定のNPT締約国再検討会議が成果をあげる重要性を強調し、それ（広島・長崎）以来核兵器が使われていないことを力説し、すべての加盟国が同条約に基づく核軍縮及び不拡散の義務を遵守する必要性を強調し、

1995年のNPT再検討・延長会議の最終文書、ならびに2000年及び2010年の各NPT締約国再検討会議の各最終文書に盛り込まれた、合意された諸措置を履行することの重要性を再確認し、

核兵器のない世界の実現に向けては多様なアプローチが存在すること、及び、この目的の実現のためにはすべての加盟国間の信頼醸成が不可欠であることを念頭に置き、

すべての加盟国が、国際的な安定と平和と安全を推進する方法で、また、すべての人にとって減じられず強化される安全保障の原則に基づいて、核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実践的な措置や効果的な措置を取ることの重要性を強調し、

適切な場合には、地域に関係する加盟国の自由意思による取り決めに基づくと共に1999年の軍縮委員会によるガイドラインと整合したものと、非核兵器地帯をさらに創設することを奨励し、

軍縮会議において、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を直ちに始め、早期に締結することの重要性を強調し、

包括的核実験禁止条約（CTBT）を、すべての加盟国とりわけ付属文書2における残り8か国が、遅滞なく署名し批准することの重要性をも強調し、

誤算または誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減させることの重要性を認識し、

核兵器の廃棄を取り決めに則って達成し維持する過程において、効果的で信頼性のある核軍縮検証が欠かせない役割を有していることを想起すると共に、核軍縮の推進における検証の役割を考慮するため、政府専門家グループがその報告書に記載の通り然るべき働きをしていることを歓迎し、

軍縮目標に向けた取り組みを支援するための、既存の多国間軍縮機構を横断した協働の価値を認識し、

科学技術の発展が核軍縮・不拡散及び国際的安全保障に与える影響を考慮することの重要性に留意し、

効果的な核軍縮と国際的安全保障の増大は相互に補強しあうものであることを強調し、

核不拡散のための国際体制のさらなる強化が国際的平和と安全にとり必要不可欠であることを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）のあらゆる核兵器及び全射程の弾道ミサイルの完全かつ検証可能で不可逆的な解体を達成するための、米国大統領と朝鮮労働党委員長との会談を含む昨今の外交努力を歓迎し、

異なる世代、地域、性別を包含する軍縮・不拡散教育が、核兵器のない世界の達成に向けた努力を下支えすると共に機運を高めることに留意し、

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し、

政治指導者や若者らによる広島と長崎への訪問を歓迎し、

信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置を促進するためには、国際社会が直ちに共同で行動し未来志向の対話を行う必要があることを再確認し、

1. NPTの全締約国が、国際的緊張の緩和、及び締約国と国際的な核不拡散体制との信頼の強化などを通じて核

兵器廃絶という究極目標に献身していること、また、核兵器のない世界の実現に向けて、同条約の6条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に献身していることを、再確認する。

2. NPTの全締約国に対し、2020年再検討会議に向けて上記の約束を実践するための具体的方策を定めるよう呼びかける。

3. 共同の行動方針として以下を奨励する。

(a) すべての国、とりわけ核兵器国は、直ちに透明性と相互の信頼を高めるための具体的措置を取ること。そこには例えば、NPTの履行状況に関する頻繁かつ詳細な報告を行い、それらの報告について討議する機会を提供することなどが含まれる。

(b) すべての核保有国は、誤算または誤解による核爆発のリスクを低減するための方策を講じること。

(c) すべての国が、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を開始するため、直ちにあらゆる努力をすること。そこには、核兵器その他の核爆発装置に使われる核分裂性物質の生産にモラトリアムを宣言し維持すること、及び、軍縮会議において実質的議論を深めることも含まれる。

(d) 包括的核実験禁止条約の付属文書2における残り8か国を含め、すべての国が、包括的核実験禁止条約の署名及び批准のため、直ちにあらゆる努力をすること。そこには、核兵器の爆発実験その他の核爆発に関して現在進行中のすべてのモラトリアムを維持すると共に、それを行う政治的意志を表明することや、包括的核実験禁止条約機関を継続的に支援することなども含まれる。

(e) すべての国が、国連や軍縮会議における、また、核軍縮検証のための国際パートナーシップの枠組みの中での具体的な取り組みを通じて、核軍縮検証についての実際的な貢献を継続すること。

(f) すべての国が、軍縮・不拡散教育の取り組み、とりわけ、若い世代が積極的に関与できる核兵器の使用がもたらす現実への意識啓発を行うこと。

これは特に、自らの経験を将来の世代に伝える被爆者（核兵器の使用に苦しんだ人々）を含むコミュニティや人々との交流や、政治指導者や若者をはじめとする人々による訪問などを通じてなされる。

4. さらに、核軍縮の進展に向けて未来志向の対話を促進するため、以下を奨励する。

(a) 核兵器国は、NPTの再検討会議や準備委員会、軍縮会議、国連総会第一委員会といった国際的議論の場において、核政策やドクトリンを明確に打ち出すこと。そして、そうした核政策やドクトリンに基づき、すべての国が双方向的な議論を行うこと。

(b) すべての国が、軍備管理、軍縮、

不拡散に科学技術の発展が及ぼす影響について対話を行うこと。

(c) すべての国が、核軍縮と安全保障の関係について率直な意見交換を行うこと。

5. 国際的な核不拡散体制の強化、ならびに、関連する安保理決議に基づきDPRKのすべての核兵器、全射程の弾道ミサイル、及び関連の核・弾道ミサイル計画の完全かつ検証可能で不可逆的な廃棄の達成に対する約束を再確認すると共に、関連するすべての安保理決議の完全履行に対しすべての国が責任を負うことを再確認し、DPRKに対し、国際原子力機関の保障措置の遵守を含めNPTの完全な遵守に早期に復帰するよう求める。

6. 第75会期の暫定議題として、「全面

的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」という小項目を含めることを決定する。
(訳：ピースデポ)

出典：<https://undocs.org/en/A/C.1/74/L.47>

<資料2>第74回国連総会 新アジェンダ連合(NAC)決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

A/C.1/74/L.20
2019年10月21日

共同提案国：アンゴラ、オーストリア、ブラジル、エジプト、アイスランド、マラウイ、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、サモア、南アフリカ、タイ

総会は、

1946年1月24日の決議1(I)、2016年12月5日の71/54、2017年12月4日の72/39および2018年12月5日の73/70を想起し、

新アジェンダ連合(NAC)の発足21周年、および1998年6月9日にダブリンで採択された軍縮のための新しいアジェンダを概説する共同声明に留意し、

2018年9月24日の核兵器完全廃絶を支持したネルソン・マンデラの確固たる嘆願を思い出し、その目標に向けた取り組みを強調したネルソン・マンデラ平和サミットにより採択された政治宣言を想起し、

事務総長による軍縮アジェンダ、共通の未来を守る：軍縮のためのアジェンダとその実施計画を歓迎し、

核軍縮・不拡散に関連するすべての審議、決定、行動を知らせるべきである核兵器がもたらす人類への危険に対する重大な懸念を繰り返し表明し、

核兵器のいかなる使用による壊滅的な人道的結果、およびすべての人にとってより安全な世界を模索し、核兵器のない世界の平和と安全を達成するという2010年NPT再検討会議による深い懸念の表明を想起し、

2010年以降国際社会により生み出されてきた核兵器から連想される壊滅的な人道的結果と危険に対する新たな懸念と、これらの懸念が核軍縮と非核兵器世界を迅速に実現し、維持することの必要性を強調するという意識の高まりとが結びつくことに満足をもって留意し、その特筆すべき点が多国間の軍縮フォーラムにおける核兵器の人道的影響に一致していることに満足をもって留意し、

核軍縮の緊急性を強調する核兵器爆発による壊滅的結果に対して理解と意識を高めることを目的とし、2013年3月4日及び5日にノルウェーが、2014年2月13日及び14日にメキシコが、そして2014年12月8日および9日にオーストリアが主催し開催された核兵器の人道的影響に関する会議でなされた議論を想起し、

国境をはるかに超えて到達し、また、持続可能な開発目標の達成を危うくするいかなる核兵器爆発からも生

じる壊滅的結果について詳述した核兵器の人道的影響に関する会議で提示されたものを含めた説得力のある証拠を強調し、事故、システム障害、または人為的ミスによる発生を含む後遺症および発生リスクに対処するための国家および国際機関の能力の不足を強調し、

女性や少女への電離放射線被爆による非常に不均衡な性別に基づく影響に注目し、

9月26日を核兵器の全面的廃絶のための国際デーとして祝い、普及させることを歓迎し、

2016年12月23日の71/258決議に則って、核兵器の完全廃絶につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある手段を交渉するための国連会議において交渉された、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、

核軍縮・不拡散教育の重要性を強調し、

透明性、検証可能性、および不可逆性が相互強化プロセスとして核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、

NPTの無期限延長の基礎となった1995年NPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPT第6条下での誓約に従い、核軍縮に繋がるよう保有している核兵器の完全廃絶を実現するという核兵器国による明確な約束を想

起し、

条約が規定する義務を履行する際の不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用するためのNPTに関するすべての締約国の措置を再確認し、

核軍縮・不拡散に関する目標の前進のために包括的核実験禁止条約発効の継続的な重要性を認識し、

核兵器完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防ぐ唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、世界および地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとともに、非核兵器地帯とモンゴルを設立する条約の締約国と署名国の会議を歓迎し、

とりわけ既存の条約および関連議定書の批准ならびに留保またはそのような地帯の確立に関する条約の対象やその目的に反する解釈宣言の撤回または改訂を通じ、既存のすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き真の前進を続けるよう各国に要請し、

当該地域内の国家間で自由に到達した取り決めに基づき、さらなる非核兵器地帯創設のため2010年再検討会議で表明された奨励を想起し、現在非核兵器地帯が存在していない地域、特に中東において非核兵器地帯を形成するために協調した国際的な取り組みが行われることへの期待を再確認し、この文脈において、中東に関する1995年決議の完全なる履行のための実践的な措置に関し、2010年再検討会議で合意の不履行があったことに深い失望をもって留意し、この問題に関しNPT2015年再検討会議において合意に到達しなかったことに失望し、

当該地域内の国々が自由に到達した取り決めに基づき、核兵器およびその他すべての大量破壊兵器の存在しない地域の中東における設立に関する条約の詳細化を目的とした会議の開催を事務総長に任せる2018年12月22日73/546決定を承認し、

過去23年間、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深く失望し、1999年以来、国連軍縮委員会が核軍縮に

ついて実質的な成果を何一つ出していないことに失望し、

2015年NPT再検討会議において、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、

2015年NPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議においてなされた約束と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃したことに失望し、この失敗がNPTとその3つの柱の間におけるバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係における緊張の高まりと、核兵器近代化計画によるものを含め、ある国の安全保障ドクトリンにおいてますます核兵器を重視し、これらすべてが核軍縮と不拡散体制の侵食をもたらしていることに深刻な懸念をもって留意し、

2019年4月29日から5月10日までニューヨークで開催された、2020年NPT再検討会議第3回準備委員会に留意し、

2020年NPT再検討会議で実質的な成果につながる建設的な会議を開催することの重要性を強調し、この点で全ての加盟国が一層の努力を行うことを促すと同時に、2020年再検討会議がNPTの強化および完全な履行と普遍化の達成に向けて前展することを保証することの重要性を強調し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議でなされた約束及び合意された行動の履行状況を監視すべきことを強調し、

ロシアと米国が、新START条約(新戦略兵器削減条約)において合意した核兵器削減を完了したことを歓迎し、保有核兵器の一層の削減を達成するために、2000年と2010年のNPT再検討会議が、両国に対してその後の措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調する一方で、この点に関して、両国に対し、新START条約を延長し、できるだけ早く後継条約に関する交渉を終了するよう要請し、

一方的、あるいは二国間および地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1. NPTの各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国はNPT下での義務を厳格に遵守する

ことに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議におけるすべての決定、決議、約束を完全に順守するよう求める。

2. また、2010年NPT再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3. 核兵器の人的影響に関する会議において発表された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を行う上で、核軍縮を下支えしている人道上の要求と核軍縮を達成することの緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4. すべてのNPT加盟国がNPT第6条の下で約束している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が約束したことを想起するとともに、核兵器国が自らの約束の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。

5. 核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備、非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6. 核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢を確実に解除することを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を減ずるよう要請する。

7. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励す

る。

8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9. NPT加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10. 核兵器国による核軍縮への努力をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める、核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11. これまでの核軍縮に関する義務と約束に従って、すべての核兵器国が、各国において軍事目的上不要となったすべての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置を講じることを奨励するとともに、IAEAの文脈内で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12. すべてのNPT加盟国に対し、条約の無期限延長と密接不可分である1995年NPT再検討・延長会議で採択された、中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、2015年NPT再検討会議において、完全に履行されるまで有効である、1995年の中東に関する決議が定めた中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスに関するものを含め、実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い懸念の意を表す。

13. 1995年の中東に関する決議の共同提案国に対して、同決議が定めるように、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実にものにすることを目指し、同地帯の設置に関する会議の開催への支援によるものを含め、最大限の努力をするよ

う要請する。

14. 核軍縮と核不拡散を達成するためのNPTの基本的な役割を強調し、4月27日から2020年5月22日までニューヨークで開催されたNPT再検討会議に期待する。

15. すべての加盟国に対して、NPTの普遍化のためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核関連施設をIAEAの保証措置の下に置くことを要請する。

16. 最近の南北首脳会談を含む米朝首脳会談においてDPRKとの対話と議論を奨励とともに留意し、DPRKが平和裏に朝鮮半島の非核化を達成するよう、すべての核兵器及び既存の核プログラムを放棄し、早期にNPTに戻り、国際原子力機関の安全保障措置協定を遵守するために約束を果たすことを促す。

17. すべての加盟国に対して、特に多国間の文脈の中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的な軍縮機関の内部にある障害を乗り越えるために協働するよう促すとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく再開することを促す。

18. すべてのNPT加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議において合意された、同条約の下での義務と約束を遅滞なく完全に履行するよう促す。

19. また、すべてのNPT締約国に対して、NPT条約およびその再検討プロセスの健全さを確保するために、第6条下の義務の履行を切迫感を持って前進させることを要請する。

20. 核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と約束を質的にも量的にも履行するよう促す。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献する

こととなる。

21. また、核兵器国に対し、2020年NPT再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と約束の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。

22. NPT加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやそれに類似した規準によるものを含め、核軍縮に関する義務および約束の履行状況に対する可測性を改善することを奨励する。

23. 加盟国に対し、国連総会決議1(I)およびNPT第6条の精神と目的に従って、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を、遅滞なく誠実に継続することを促す。

24. 加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し、この文脈において、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

25. 軍縮教育を含め、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための措置をとることを勧告する。

26. 第75回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。
(訳：ピースデポ)

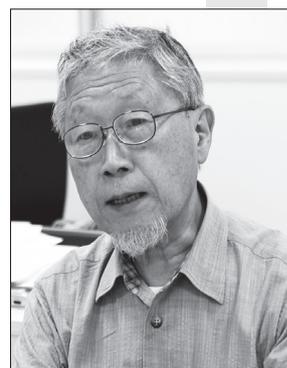
出典：<https://undocs.org/en/A/C.1/74/L.20>

第22回 科学・技術を考え続ける(1)原研実習

全体を生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)



1959年、応用物理学科の大学4年生の夏休みに夏季実習を行った。希望する企業などの現場を訪れて先輩を頼って実習をする。単位取得につながる制度だったのかどうか思い出せないが、クラスの全員が何らかの夏季実習に参加していた。

私はそのとき東海村の原子力研究所を実習先を選んだ。卒業後に原研に努めたいと思っていた訳ではないが、あこがれの場所であった。東海村で1957年に日本初の研究原子炉JRR-1が臨界に達したばかりであった。広い敷地内に研究棟があり、夏季実習生の私にもベッド付きの個室の寮があてがわれるような、当時としては破格に優遇された環境があった。JRR-1の反射体に使われていた黒鉛について、中性子照射によって惹き起こされる格子欠陥を調べるために、電気抵抗や比熱を測定するのが私の仕事であった。

今年の9月19日、1959年当時の私のありようを思い起こす機会が訪れた。この日、東京電力福島第一原発の事故の責任をめぐって、旧東電経営陣3人の無罪が東京地裁において言い渡されたのである。世界を揺るがすあれだけの事故があり、今も收拾がつかない放射能汚染が続いている事態を引き起こしたことについて、日本の誰一人として責任を問われないというのは、どう考えても理不尽であった。この理不尽がまかり通るとすれば、そのような社会システムに欠陥があるはずであり、その根源が問われなければならない。その根源のところには科学技術と社会との関係が横たわっている。

判決にある一つの文言に私はこだわった。判決文のなかで経営責任が問えない理由として出された「当時の社会通念の反映である法令上の規制」という言葉である。

平たく言うと、「当時の安全性についての世間一般の考えが法になっており、その法に抵触しない以上、罪に問えない」という趣旨である。さらに敷衍すると「人知の及ばない天災があったのだから仕方がない」となるだろう。

「社会通念とは何か」「社会通念を作るのは

誰か」「法は社会通念の反映であるのか」という疑問を私は反芻した。やがて「人知は社会通念には還元されない」「東電経営者には社会通念以上のものが求められる」などの主張が私の中で渦巻いた。

東海村実習のころの私の精神世界は幼稚なものであり、判決で「社会通念」といわれているものは、あの頃の私自身を包んでいた意識のあり方ではないかと思う。科学技術は原因と結果を論理的な道筋で繋ぐことのできる魅力的な分野であった。謎解きと創造の両方の面白さがあった。時代的には、科学技術は理性と近代のシンボルであり、その進展は敗戦国日本の復興の尺度であった。その先端分野を担う科学技術者であるという通念を中心に自分の意識形成があった。その他の思考や知識の蓄積は中心部を侵すことなく、いわばその通念の周辺に付録として付着していく。通念は温存される存在であった。

しかし、遅まきであったが5年後の私はどうではなかったと思う。科学技術者は世界、社会、時代に拘束された存在であり、通念は社会の所与ではなくて作られるものであることを自覚し始めていた。科学技術者は通念を形成する側にも足をかけていることを見始めていた。

社会と個人との関係を対象化して考える機会は、すべての成人に訪れる。そのきっかけや時期は一人一人の育つ環境によって違うだろうが、ほとんどの人間にとって社会通念は対象化され疑われ始める。

原子力に関する社会通念が疑われる契機は、私が無知であった頃から存在していた。論争を経て「公開、自主、民主」という原子力平和利用三原則が日本学術会議で採択されたのは1954年である。原子力は極めて政治色の強い科学技術であることは、その分野に従事する専門家にとっては常識であったであろう。安全性に関する社会通念も、そのような大きな枠組みの中で形成された。東電トップや先端科学技術者は社会通念を作る側でもある存在であり、通念によって免罪されるような存在ではない。

うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012~15年)。

日誌

2019.10.21~11.5

作成：有銘佑理、永井剛志

12月発売

イアブック「核軍縮・平和2019-20」 —市民と自治体のために

監修：梅林宏道/編著：NPO法人ピースデポ
A5判 発行：緑風出版

会員価格1600円
一般価格1900円
(ともに+送料)

【特別記事】朝鮮半島の非核化と日本/
監視報告(1~16号)/防衛大綱
トピックス：トランプ政権の核軍事戦略など
新資料29点!!

- 10月22日 茂木外相、中東への自衛隊派遣検討を米国防務長官に伝達。
- 10月22日 INF全廃条約の失効を受け、日本への新ミサイル配備を日米間で協議。
- 10月24日 公明党北側副代表、政府の自衛隊中東派遣に対し「安易な派遣あってはならない」と発言。
- 10月24日 防衛省、自衛隊中東派遣「海上警備行動」発令の可能性もあると考へ示す。
- 10月25日 河野太郎防衛相、自衛隊の中東派遣検討を電話会談にて豪州に説明。
- 10月26日 米国防務次官補、GSOMIA破棄を巡り韓国側の決定に撤回を求める考へ示す。
- 10月26日 立憲枝野代表、茨城県での街頭演説で、原発ゼロを重ねて主張。
- 10月27日 河野太郎防衛相、台風19号で被害が出ている福島、宮城両県での自衛隊による復旧・生活支援活動を視察。
- 10月28日 米国防務次官補、自衛隊の中東派遣検討「非常に感謝」と発言。
- 10月29日 米政府、航空自衛隊F15J電子戦能力向上の為の機器売却を承認。
- 10月30日 愛媛県で、伊方原発の事故を想定した防災訓練実施。
- 10月31日 日本政府及び韓国軍DPRKが飛翔体2発発射と発表。
- 10月31日 インドの原発にサイバー攻撃があったとインド原子力発電公社が認める。
- 10月31日 トランプ米大統領、ピーガン北朝鮮政策特別代表を国務副長官に指名。
- 10月31日 安倍首相、DPRKによる飛翔体発射を「強く非難する」と発表。
- 10月31日 河野太郎防衛相、DPRKからの飛翔体2発の飛行距離350~400キロと発表。
- 10月31日 自衛隊の台風19号復旧支援活動が岩手県で終了。
- 11月1日 日本が国連に提出した新たな核兵器廃絶決議案を賛成多数で採択。(本号参照)
- 11月3日 関西電力の高浜、美浜原発の再稼働を反対するデモ行進が姫路で行われた。
- 11月3日 梶山経済産業大臣福島第一原発を訪れ、汚染水処理の風評被害防止に全力あげる考へ示す。
- 11月4日 茨城県で原発事故を想定した初めての避難訓練を実施。
- 11月4日 自衛隊、台風19号などの大雨災害を受けたいわき市で災害ゴミ撤去作業に

奔走。

- 11月4日 在テヘラン米大使館人質事件発生から40年に合わせ、トランプ政権はイランのハメネイ氏側近らを経済制裁対象に指定。
- 11月4日 イラン原子力庁長官、新型遠心分離機の増設を発表。ウラン生産能力が10倍になると説明。
- 11月5日 フランス外務省がDPRKの飛翔体2発発射に対し、非難する声明を発表。
- 11月5日 陸自古河駐屯地で、自衛隊車両が、一般車両を巻き込む玉突き事故発生。
- 11月5日 イランのロウハニ大統領、フォルドウの地下施設でウラン濃縮活動を再開と発表。5月以降4回目の核合意履行縮小。

沖縄

- 10月21日付 MC130J特殊作戦機、離着陸時に着陸装置の主脚一部(重さ3.6kg)の部品を落下させた可能性。
- 10月21日 辺野古移設中止などを求めるため訪米していた玉城知事が帰沖。
- 10月22日付 普天間飛行場9月離着陸回数1,142回。今年8月より約3割減。18年9月比は2.6倍。沖縄防衛局の目視調査。
- 10月22日付 普天間飛行場所属と見られるCH53Eヘリ、機体不具合で離陸できず。21日に鹿児島県・種子島空港に着陸。
- 10月23日 辺野古「関与取り消し訴訟」、福岡高裁那覇支部にて判決。高裁、県の請求を却下。県は最高裁に上告の方針。
- 10月23日 米海兵隊員、那覇市で飲食店店長を殴る。暴行容疑で現行犯逮捕。
- 10月24日 県・那覇市・浦添市、米軍那覇港湾施設(那覇軍港)の浦添市移設を巡り会談。移設協議会を設置し、移設先検討。
- 10月25日 米軍、18日にはMC130Jから落下部品を伊江島補助飛行場で発見。防衛局への報告遅れる。部品の重さを0.5kgに修正。
- 10月25日 県企業局、有機フッ素化合物「ペルフルオロオクタンサルホン酸」(難分解性有機フッ素化合物の一種)検出問題で市民らが求める県独自基準値設定の要望に難色を示す。

- 10月27日 米海軍所属兵4人、恩納村富着でバトカー損壊や民家侵入。石川署が現行犯逮捕。うち3人は容疑を否認。
- 10月28日付 普天間飛行場所属UH1ヘリ・AH1ヘリ2機が鹿児島県・旧種子島空港跡地に緊急着陸。AH1ヘリに不具合か。
- 10月29日 河野防衛相、嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練実施通知を受け米軍に中止申入れ。
- 10月29日 米軍、嘉手納基地でパラシュート降下訓練を実施。5月21日以来、今年4回目まで「沖縄に関する特別行動委員会」合意後年間実施数最多に。
- 10月29日 米軍、伊江島補助飛行場でもパラシュート降下訓練実施。
- 10月29日 米軍ウェブサイト「dvis」に伊江島でのパラシュート降下訓練の写真公開。「同盟国に安全をもたらす」と投稿。
- 10月30日 県、辺野古関与取り消し訴訟で最高裁へ上告。数ヶ月で最高裁判決に至る見込み。年内にも終結の可能性。
- 10月30日 謝花副知事、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練強行で川村沖繩担当大使・田中沖繩防衛局長を呼び出し抗議。
- 11月1日 河野防衛相、米軍デービットソン司令官に嘉手納基地のパラシュート降下訓練につき申入れ。「例外乱用」と指摘。
- 11月2日付 普天間飛行場所属MV22オスプレイ、先月22日に沖縄近海で空中給油訓練実施。米軍サイトでの写真公開で判明。

今号の略語

- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- INF=中距離核戦力
- NPR=核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- START=戦略兵器削減条約
- TPNW=核兵器禁止条約

編集委員

梅林宏道<umebayashihm@nifty.com>
湯浅一郎<pd-yuasa@com.home.ne.jp>
平井夏苗<hirai@peacedepot.org>
森山拓也<moriyama@peacedepot.org>
山中悦子<e.yamanaka@nifty.com>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

朝倉真知子、荒井摂子、有銘佑理、
梅林宏道、大嶋しげり、清水春乃、
瀬上拓史、田巻一彦、永井剛志、
中村和子、中村桃子、原三枝子、
平井夏苗、森山拓也、山中悦子、
湯浅一郎(50音順)

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

登録には abolition-japan+subscribe@googlegroups.com に空メールを送ってください。



非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.16」(11月7日)「北朝鮮の短距離ミサイル発射は、日、韓の軍事動向に見合った反応である。」

ブログ：<https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>
メルマガ購読希望の方は、office@peacedepot.org まで

「北東アジア非核兵器
地帯へ：朝鮮半島非核化
合意の公正な履行に関す
る市民の監視活動」